

査閱
淨書
校合
9月5日發付

局長
南村長官

7の局長
參謀長
(印)

副官

主務
9月5日
日起案

宛
元艦本倉庫附

西村 恒太郎
附書

昭和21年9月5日發

總務部長

首途の件申し電報並船に付て

三菱商社株式會社より別紙の通申
請のありしに之を各機材の上物迄通

知照申渡

阪艦總 第八二七號

西村長官大附佐所
海軍
多摩市紀見田桃の町倉庫外側
會五七三

西大38 泰納

0647

機
密
通
局

寫送付先

長

總務部長

總務課長

庶務課長

主任

課
附

月 日 起案

漢口

査閱

淨書
校合
9月25日發付

9月25日發付

(模造起案紙美濃半葉)

復總第八五七號

昭和二十一年九月二十日

元駐本及神倉庫係長

古藤敏夫 殿

大坂地方復舊局總務部長

旧駐本及神倉庫所存物件は關東軍司令部

首題の件申電を重鑑に於て三菱商事株式会社より別紙

の通申請の如きを内容検討の上付況通知相成致

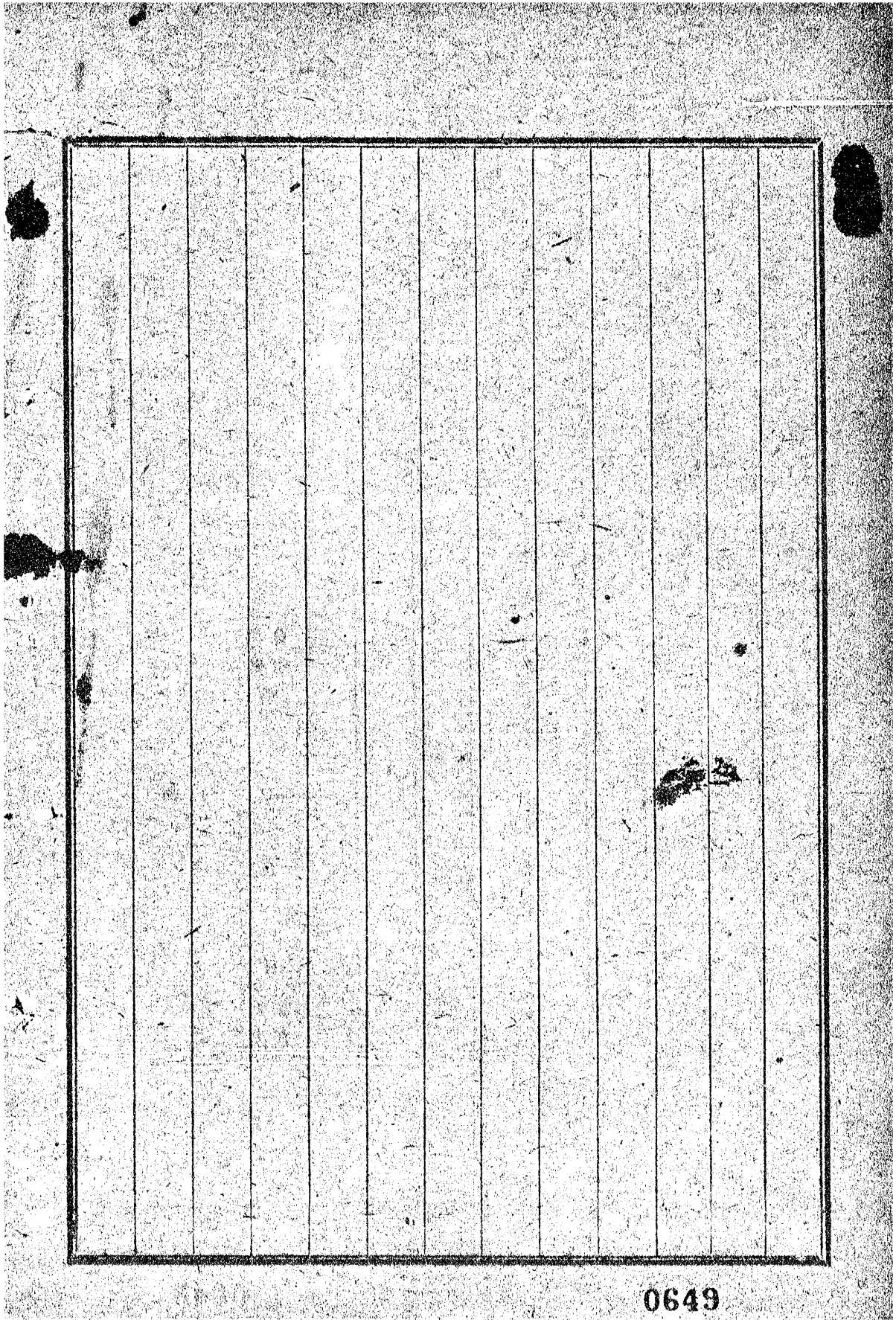
至急

印

海軍

關大1351 復總第857號

0648



0649

アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp/>

阪復總第八五七號

昭和二十一年九月二十六日

大阪地方復員局總務部長

元舊本阪神倉庫係長
古藤繁雄 殿

舊本阪神倉庫所在物件に關する件照會

首題の件中電氣融鉛について三菱商事株式會社より別紙の通申請があつた
ので内容検討の上狀況至急通知相成度

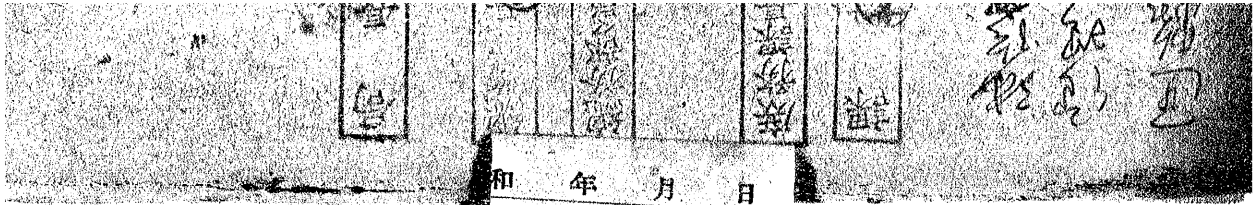
「終」

0650



古
坂
地
方
復
員
局

0625
0651



和 年 月 日

行

号

當方所有	其ノ他	計

0652
0821

局長

總務部

庶務課

課

從來帝糧ドラム機ノ集荷、修理、配管等一切ノ業務ニ關シテハ西部
油脂容器株式會社が帝糧ノ代行機關トシテ一括處理ヲ圖ツテオリ
タ處

一 帝糧ドラム機ノ安全ヲ保持
二 帝糧ドラム機ノ回轉速度ノ増進ヲ主眼トシテ
昭和二十一年七月一日以降帝糧が自らノ手ア以上ノ業務ヲ積極的ニ
乘リ出シ、併セテ容器對策ノ改革ヲ圖リ油脂配給ノ萬全ヲ期スルコ
トト放リマシタ以下述ヘマス業務處理要領ヲ充分御詳解ノ上各位ノ
御協力ヲ御願ヒ致シマス

第一過程
帝糧ハ製油工場及油脂充填作業場ヨリノドラム機新要ノ抽出
ヲ受ケルト原料處理量及油脂配給量ヲ勘案ノ上修理工場ニ對
シテドラム機出荷指圖書ヲ發行シ、(製油工場及油脂充填業
ニ對シテハ指圖書ノ寫ヲ發行シマス)

帝糧ドラム機ノ處理方法ニツイテ

帝糧油脂株式會社

大阪支店

21.9.28
接受

00653

● 第二過程 修繕工場

製油工場又ハ
油脂充填作業場

1. 修理工場ハ指圖書ニ基キ指圖書種數ノ出荷準備ヲナシマス

2. 製油工場ハ指圖書寫ヲ修理工場ニ呈示シテドラムノ引取ヲ
ナシマス（輸送機關ノ關係上下ドラムノ引取ハ原則トシテ製
油工場ノ責任ニ於テセラレ度シ）

3. 修理工場ハ運轉ナクドラムノ出荷報告書ヲ又製油工場又ハ油
脂充填作業場ハ入荷報告書（引取費用ノ請求書添付）ヲ帝糧
宛報告セラレ度シ

4. 製油工場又ハ油脂充填作業場ハ引取ドラムノ廠中使用ニ支障ヲ
來タスモノアレバ速カニ帝糧宛連絡セラレ度シ

5. ドラムノ受拂ハ修理工場ノ出荷報告ノ出荷月日ヲ以テ修理
工場ノ拂（製油工場ノ受）トシテ處理シマス

● 第三過程

製油工場又ハ
油脂充填作業場

卸商組又ハ直
接契約需要家

1. 製油工場又ハ油脂充填作業場ハ油脂出荷指圖書ニ基キ油脂ノ

出荷ヲナシタルトキハソノ都度運轉ナク油脂出荷報告書三通

（從來ハ二通ノトコロヲ三通トシテ一通ヲ帝糧宛關係ニ）ヲ
提出セラレ度シ

2. 帝糧容器係宛ノ出荷報告書ニハ特ニ「容器使用」ト朱書セラレ且ツドラム罐ノ種類満ニハ帝糧明瞭ニ區分セラレ度シ（從來ノドラム罐出荷報告書ニ代ルベキモノヲ需要家ニ對スル貸與算定基礎トナルモノデス）

3. 帝糧ハ油脂出荷報告書ニ基キ帝糧ドラム罐ニ限リドラム罐荷確認書ヲ作成シ卸商組合又ハ直接契約需要家宛發行シマス（從來ノ卸商組合ヨリノ入荷報告書ニ代ルベキモノデス）

4. ドラム罐荷受確認書中ノ出荷月日ハ油脂出荷報告書ノ出荷月日ト同一デ出荷月日ヲ以テ貸與ノ起算日トシマス（ドラム罐ノ受領ハ出荷月日ヲ以テ製油工場ノ拂卸組合ノ受トシマス）

但シ寄託品トシテ出荷シタルモノニツイテハ貸與算定數ニハ入レズ單ニ保管ドラム罐トシテ別ニ處理シマス

5. 寄託品トシテ保管シタルドラム罐ガ配給ニ販賣セラルトキハ更メテドラム罐荷受確認書ヲ發行シマス

6. 卸商組合又ハ直接契約需要家ハ受入ドラム罐トドラム罐荷受確認書ノ數異ナルトキハ速カニ帝糧宛連絡セラレ度シ

④ 第四過程

卸商組合又ハ直接契約需要家

帝糧

本過程ノ處理ハ細部取決メ事項トシテ後記シマス

⑤。第五過程

卸商組合又ハ直接契約需要家

修理工場

1. 卸商組合又ハ直接契約需要家ハ回收下ラム罐ヲ原則トシテ左記修理工場宛發送ヲ願ヒマス

大和トシテ罐修理工場ト和歌山縣、奈良縣分、大阪府半分

大阪府西成區出城通り四丁目（關西線、今宮驛）

右 井 組ト滋賀縣、京都府分、大阪府半分

大阪府城東區古市南通三丁目（片町線、淀川驛）

兵庫トシテ罐工業所ト鳥取縣、岡山縣分、兵庫縣

神戸市林田區河漢通り四丁目（山陽線、兵庫驛）

上記ノ外四國四縣ハ適宜最寄又ハ發送容易ナ修理工場宛又ハ大

阪市及兵庫縣ハ別ニ御連絡シタル方法ニ依リ發送ヲ願ヒマス

2. 卸商組合又ハ直接契約需要家（大阪、兵庫卸組合ハ除ク）ハ回收

罐トシテ罐ノ貨車乗セ（止ムヲ得ザル場合ハ驛出但シ驛出證明

書ヲ添付）ノ日ヲ以テ出前日トシテ出前報告書ヲ備置宛發行セ

ラレ度シ

3. ドラム罐ノ受拂ハ出荷報告書ノ出荷月日ヲ以テ卸商組ノ拂修理工場ノ受トシテ處理シマス（貸與算定ノ最終トシマス）
 4. 出荷ノ都度別ニ料率ニ依ル罐出迄ノ費用及鐵道納金（鐵道車片添付）ヲ速カニ帝糧ニ請求セラレ度シ
 5. 修理工場ハ空ドラム罐ノ入荷ノ都度入荷報告書ヲ帝糧宛又事故ドラム罐（帝糧ドラム罐ノ身替品使用ニ堪ヘザル損傷アバ）ハ總及口金ノ毀損又ハナキ場合ニ對シテハ事故報告書ヲ帝糧宛及寫ヲ出荷先宛發行セラレ度シ
 6. 大阪、兵庫卸組合ハツイデハ集荷修理工場トノ協定ノ上出荷月日ヲ定メマス
 7. 卸組合又ハ直接契約需要家ガ同收ドラム罐ヲ修理工場宛發送セズ、直接製油工場等へ發送スル場合ハ帝糧ヨリノ指圖ニ依ラレ度シ
- ⑤。其他
1. ドラム罐ノ受拂（ドラム罐ノ在庫場所）ハ各出荷報告書（第三過程）ノ集荷確認書ノ出荷月日ヲ以テ當月分ノ受拂トシマス
 2. 從來御提出ヲ願ソタ各月末受拂確認書ハ從來通りデスガ卸商組分ハ寄託品ト貸與ハモル區別ハテ翌月五日當方必着ヲ以テ御

- 發行願ヒマス
1. 業務處理ニ關シ對修理工場、對製油工場、對需要家別ニ夫々契約ヲ締結シマス
 2. 第四過程細部取決メ事項
 3. 保證金ニツイテ

帝糧對卸商組合

1. 保證金
一本當リ 金三〇〇圓
2. 徵收時期
各期(上、下半期)ノドラム詰油脂配給量ノ最高三割ヲ限度
3. 徵收金額
各期(上、下半期)ドラム詰油脂配給量ノ最高三割ヲ限度
4. 保證金ノ控除
イ、運 滯 料
ロ、ドラム罐ノ代金精算ヲ特ニ保證金ヨリ申出ノ場合
5. 以保證金ノ補填
第三項ノ金額方第四項ノ控除額ニヨリ差シク減少セル場合

卸商組合對需要家

1. 保證金
一本當リ金三〇〇圓(ドラム罐ノ租額ニヨリ異ルコトナシ)
2. 徵收時期
ドラム詰油脂配給ノ都度
3. 徵收金額
貸與ドラム罐ヲ悉皆徵收スルヲ原則トスルモ對需要家ニ依リ適宜實施
4. 返還時期
空ドラム罐回收ノ都度トスルコト
事故ドラム罐ノ場合ヲ考慮シ出荷報告書發行後一ヶ月間ヲ経過シタル時

6. 返還時期

イ、各期（上、下半期）ノ期末
ロ、貸與下ラム罐ナク且油脂配給ノ見
込ナイ場合

2. 遅滞料 ニツイテ

帝糧對卸商組合

1. 遅滞料

一ヶ月毎ニ金三〇圓

2. 算定要領

製油工場及倉庫ヨリノ帝糧ドラム詰
油脂出荷ノ月ヲ含ミ四ヶ月ヲ經過シ
タルモノニ限リ一ヶ月又ハソノ端數
毎

3. 徴収要領

イ、ドラム罐ノ種類ニ依リ異ルコト
ナシ
ロ、貸與算定表ニ基キ通知スルコト
ナク保證金中ヨリ差引ク

卸商組合對需要家

1. 遅滞料

一本一ヶ月毎ニ金三〇圓

2. 算定要領

ドラム詰油脂配給ノ日ヨリ滿二ヶ月
ヲ經過シタルトキ一ヶ月毎

3. 徴収要領

イ、ドラム罐ノ種類ニ依リ異ルコトナ
シ
ロ、遅滞料發生ノ都度請求

3. 獎勵金ニツイテ

帝糧對卸商組合

卸商組合對需要家

1. 獎勵金
一本當り金三圓

2. 算定要領

製油工場及倉庫ヨリノ帝糧ドラム罐詰油脂出荷ノ月ヲ含ミ三ヶ月以内ニ返還ノモノニ限ル

3. 支拂要領

イ、貸與算定表ニ基キ通知スルト共ニ別送支拂ス
ロ、ドラム罐ノ種類ニ依リ異ルコトナ

卸商組合ニ於テ適宜實施

4. 事故ドラム罐ニツイテ

イ、帝糧ドラム罐ノ身替品又ハ修理不能ノ毀損アリタルトキ修理工

場ノ報告書ニ基キ夫々ノ程度ニ應ジ一定ノ金額請求ヲナス

ロ、口金ノ毀損又ハナイ場合ニハ修理工場ノ報告書ニ基キ一個當り
大一〇圓小六圓ノ請求ヲナス

備考

卸商組合對需要家ノ保證金遲滞料ハ帝糧ノ基準ヲ示スモノニ付キ之ガ實施ニ當リテハ豫メ各府縣廳宛御連絡相成度シ

大坂市東區北濱字目八十五番地ニ
帝糧油糧統制株式會社

大坂支店

總務部長殿

阪復経第 一五號 一三六

昭和二十一年十月二十二日

大阪地方復興局 庶務部

關係各部 (所) 長 殿



局長

總務課長

總務課長

庶務課長

課附

日用品等(特に酒類煙草)の配給並に取扱に關する件照會

の件に關しては當部としても從來より再三再四注意を喚起して來たが
幸にして當部()は現在迄この種事例は殆んどなく喜ばしい次第である
が影響する處が大いので今後益々取扱を嚴重にし所定用途以外に濫用する

の悪質行爲は絶対にせぬやう部下監督指導上充分の御配慮を得たい

(別紙添)

(終)

寫送付先

大阪地方復興局 總務部長
神戸市復興局長
神戶市復興局長
岡紀伊派遣部長
名古屋上陸地連絡所長

0661

二復經契第四〇五號の三五二

昭和二十一年九月十九日

復員廳第二復員局經理部長

關係各地方復員局經理部長 殿

引揚援護日用品等の取扱に關する件照會

首題品の配給に關しては物品の性質並に一般社會情勢に鑑み特に嚴格を期する様再三指示し來りたる處昨今二十年度殘免稅酒を保有し免稅品のまま之を引揚援護局に配給せる向あり折角在外者の引揚も順調に進捗し庶有終の美を收めんとする時甚だ遺憾とする所である各部は更に取締を嚴にし關係者の指導監督に萬全を期せられたい

追而免稅酒を今尙ほ保有しある向は財務局と打合の上昭和二十一年度割當酒に振替のことに處理して其の旨報告ありたし

(終)

0662

二復經契第四〇五號の三五

昭和二十一年十月九日

各地方復興局經理部長 殿

復興廳第二復興局經理部契約課長

日用品等配給に付いての件照會

茲に二復經契第四〇五號の三二で當局經理部長から照會のあつた事件に端を發し主務官廳に依つて酒類、煙草等の配給状況を全國に涉つて調査の結果所定以外の用途特に集會所等で濫用し或は物品取得の見返り品等に使用した悪質の事例を摘出せられたのは誠に遺憾に堪へない處であつて再度この様な事件を繰り返さない様嚴重な指導をして貰ひたい

尙右經緯によつて第三、四半期以降の酒類の配給は艦艇乗員内地豫備員及び接待用に限定せられる傾向にあり目下主務官廳と交渉中であるから了知されたい

(終)

0663

局長

昭和二十一年十月十六日

大坂地方復員局経理部長

事務

和歌山縣出邊市元町日長
跡 木 成 章 殿

課

重 帯 木 材 施 設 の 件

庶務課

首題に鑑し和歌山縣西牟婁郡白濱町坂口恵一邸より目下自分の採當して
居る元海軍の木材を貴局に廻し其の拂下げを依頼して来たか主顧施地し
いから左記の諸點に鑑し可返し御回答を待たい

課 附

本木材の出所及枚数

二使用目的及搬出期日

三本人の戦時中海軍に對する取立及其海軍職務

四終戦後本人に興へたる指示

五終戦後本人よりの申出の有無

進而本件は同番有り次第処理したいが時局前二意解決の必要有るにつき為念申添ふ

寫送付先 大阪復員局長

海陸一軍

十月十八日送付

21.10.18

0664

防衛省 九五 別

發付後 査閱 淨書 校合谷口 八月 20日發付

(模造起案半葉野紙)

局長

總務部長

庶務課長

總務課長

課附

月 日起案

有会 字を込付付 20 11-29

各部長

宛 文書昭和 21年 11月 20日 記名 官憲

保物品調書調製に關する件照会

手後遺第四〇八辨照会に依る保物品調書第一は十

二月廿日迄、同第二は十二月十日迄に各五通宛提出あり

大い但し名古屋上陸地連絡所は其の四通を第三後員局通務

却に直送し費一通を当局に提出せられたい

(別紙係) 11別紙ハニ投了多ク文字直送せらるアリ。 軍務

17. 8. 8.000 (伊東納)

0665

大阪地方修理局 総務部長 殿
二復修第四〇八號

昭和二十一年十一月二十一日

局長 長久

各地方復修局長 謹以 敬啓

復修第二復修局長 總務部長

總務部長

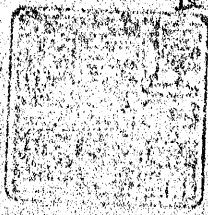
分部長

庶務課長

課 附

官業課長

係有物品の管理に關する件照會
差替り使用又は供給の目的のない物件を速かに移管又は卸下げの指
指を請うるため次の要領により第一の様式で圖書を記載し至急四
通を提出せられたい。
尚右處理に關する打合せのため十二月初旬各地方復修局長より圖書を拍
送せられる
（一）全然使用（供給）の目的のない品物に就いて調査する
（二）補給用物品（第一種品物、第二種品物、補給器具、燃料、被服糧
食、圖書及び治験品に部分）品物、修理材料及び品物等に加紙



0666

とする

い 敷金は物外物件及び行外物件以外に歸分し、現地に於て地方
復員局の長室かあるものは之を記入する。

二 今後の物品取替方針樹立の基礎とするため、前項以外の保有物品に
就き十二月一日現在で別表第二の様式により調査を完了し十二月二十

日迄に四地を提出せられたい。
日迄に四地を提出せられたい。

↑ 向島町の地にある一編部口坂所、掃部町等一は別個に調査の上直
送せられたい。

追て全保有物品に對する調査の進捗は今回限りとせられるから品種及
び数量に漏れのないやう特に注意せられたい。

為送付先

各地方復員局

補給部長
人形部長
仙崎部長
佐保部長

各運輸部長

鹿兒島各一陸地連絡所長

大竹多
浦賀大
鹿兒島大
佐保大

佐保大
佐保大
佐保大

鹿兒島各出張所長

一〇

0667

表第一

所有物品の管理

「補給用物品」

「第一種物品」

区分品名	取扱	所在	試	記	地方復員局の処理要録
		在行外物件	同上以外		

備考

- 一 各長官管別並びに備品、消耗品及び材料品の区分あるものは区分表に記載のこと
- 二 所在欄には現保管（任用）品を記載のこと
- 三 毀損品等はその旨記載欄に記載のこと
- 四 十二月初旬各地方復員局長指針の「持参品」を記載すること
- 五 「」内は記載例

別表第二

備有物品明細書第二

「備用物品」

「地方復興局」

「一〇一〇一〇一〇一現在」

區分品名	種	所	備有		記	
			量	数		

備考

- 一 各表主管並びに並びに物品、消耗品及び材料品の区分あるものは区分別に記載のこと
- 二 所在欄には現保管一保用一を記載のこと
- 三 数量品等は、その旨記号欄に記載のこと
- 四 處理法に關し特に長短のあるものは記号欄に記載のこと
- 五 一内は記註例



0669

補修
押印
送修済

阪警第 978 號

十八日竹谷送修済表ニ付

海軍

司令長官	参謀長	副官	課	附
宛	主務	副官	主務	日起案
宛 二 復 鑑 察 部 長	文書 昭和 年 月 日 發	總務部長		
保有物品 調書 送付の件 通知 二 後 通 第 四 〇 八 辨 照 今 以 依 二 首 題 調 書 別 紙 の 通 (第二)	送付す	(別紙 四通 深)		
1/1 二 編 之 終 四 印 紙 等 付 入 之				

査閱 淨書 校合 月 日發付

西大38 泰納

0670

第九七八號

昭和二十一年十二月十八日

大阪地方復員局總務部長

局長

第二復員廳總務部長 殿

總務部長

總務部長

保有物品調書送付の件通知

二復員第四〇八號照會に依る首題の調書第二別紙の通送付する

一別紙四通添一

「終」

大の上玄ノ送付係云ニ檢送請

0671

控

二復總第四一二號

昭和二十一年十一月二十二日

第二復員局總務部長
第二復員局補給部長

吳世保
大阪商船

地方復員局總務部長

食糧品取扱に關する件申進

首題の件に關して横須賀地方復員局に於て別紙の通り新聞に掲載された事件があつたので各局に於ては此の際食糧品の取扱第一慎重にし特に食糧の經營等に關して部外に誤解を生せしめまい様特別の御配慮ありたい

(別紙添)

萬送付先 横須賀地方復員局總務部長
補給部長

(終)

0672

昭和二十一年十一月二十二日

毎日新聞 抜萃

「衣食糧の不正」横須賀地方復員局へメス

横須賀警察署では横須賀市久里濱の横須賀地方復員局補給部衣糧課長下
 井田万作（四〇）（元戦艦大和主計長海軍大佐）同食糧係事務官菅谷辰
 雄（三〇）食糧コック長小島利治（二九）會計係事務官高橋忠五郎（五二）
 倉庫係事務官及川鐵治（四六）ほか二名を檢舉、衣食糧の不正隠匿、横
 流し、窃盗事件等を取調べてゐる

同補給部は昨年十一月解散した舊海軍保安隊から引きついだ膨大な食
 糧を船舶補給用の名目で隠匿し同局内に居住してゐる百四十名（十日
 現在）その他職員約一千名に對し朝二百食、晝一千二百食、夕二百二
 十食（一食百五十瓦）ほか小麥粉一千十六袋をパンにして晝食を全
 職員に配給してゐた

局長

大阪地方復興局長殿

二第四四九號

昭和二十一年十二月十三日

總務部長

課長

庶務課長

課附

大東佐吳機
産世須
漢坂鶴保實

各復興局長殿

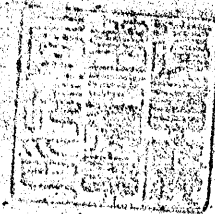
乾燥味噌及び乾燥醤油區分に関する件通牒
首題の件左記の通り取計はれたい

記

補充部
二期
三引渡先
引渡區分及び數量

別表様通り
急
全國味噌統制株式會社

第二復興局長



0674

四其の他

1 現品の引換に際しては關係各統制會社より連絡する。

2 本件の整理は各統制會社より現品引換に受領書を呈し右受領書を第二復員局補給部にて取纏め内務省へ返還のこととし内務省より受領書を幾取り各都へ送付する從て拂下代金は別途内務省で兩統制會社から徴集する。

3 引渡完了後速に第二復員局補給部長へ経過概要を添へ通報すること。

(別表)

(添)

(終)

寫送付先

各地方復員局補給部長及向出張所長
 農務省 林務局長
 内務省 補給部長
 金融部 統制會社社長
 鹽務局長
 油統制株式會社社長
 糖統制株式會社社長

別

表
乾燥味噌
乾燥醬油
引渡表

(單位 卍屯)

地方復員局		補給部別	
引渡先	乾燥	味噌	醬油
數量	計	數量	計
東京	一〇〇		
神奈川	五〇		
千葉	二〇	二二〇	
茨城	三〇		
山梨	二〇		
廣島	二〇		五〇
徳島	二〇		
高知	二〇	六〇	
東京	五		五〇
富山	二五		
石川	二〇		
廣島			五〇

0676

合 計	大 阪	大 阪	舞 鶴	京 都	石 川	兵 庫	静 岡	佐 世 保 長 崎
		大 阪						
		七〇	三〇	二〇	二〇	六〇	三〇	
五〇〇		七〇	一三〇				二〇	
	北 海 道	大 阪		京 都				
	七〇	二〇		一〇				
二〇〇	七〇	二〇		一〇				

0677

局長

總務部長

公

廣務課長

課附

大阪地方復員局長 敬

復二第四七二號

昭和二十一年十二月二十一

復員廳第二復員局長

大 須賀 世保 各地方復員局長 敬

保存期限迫つた鹽干魚類處理に關する
件通牒

首尾の件左記の迴應をされたい

記

一 所在府縣廳と協議の上扱下すること

總復阪
22.1.4
接受

0678

一 一品種二十屯を越へるときは中央から指示する
二 特殊物件に就ては別に定める
三 本件實施の郡度速に報告書を第二復員局補給部長へ送ること

各地方復員局補給部長

寫送付先向

出帳所長

長林省水原局 長

(終)

0679

局長

大南(1)第五四編

昭和二十一年十二月十三日

高井 輝現、池田、新、東、朝、
藤、西、海、教、松

大阪地方復員局

大阪市北區堂島通三丁目四番地
日本石炭株式會社大阪支店

(商)

務



庶務課長

課附

手記
神宮
御長

看廣編單規格改訂ニ係ル件

輯審 貴社兼々御願品ノ設置シテモ

謀ニ別行有規編單規格中一部ニ付テハ尙役能率向上ノ爲目入

規格改訂等職ヲ統替シテ概算規格ヲ改定シテ居リマシタガ斯ノ

編中刪廢等ハ有規編單ノ有效利用化及ビ販賣於以テ適正化ニ

相續シテ居リマシタガ、販賣規格外一化ノ復歸ヲ計

ル目トシテ、改訂中州ノ販賣規格外全時ニ右規格ノコトニ改

訂版規格外一化ニ

期目ニ付テハ、第一號規格外一化ニ付テマシタガ、販賣規

格外一化ノ通り御 知申上ゲマスカテ御含々區中願ヒマス

看神案内迄

敬 具



21.12.16
授受

0680

石炭標準規格表

第一種石炭 (一般用炭)						第三種石炭 (瓦斯發生炉用炭)						第四種石炭 (無煙炭)				第五種石炭 (燐石)										
甲 號 (常磐炭, 宇部炭以外石炭)			丙 號 (宇部炭)			甲 號 及 乙 號																				
改 訂		現 行		改 訂		現 行		改 訂		現 行		改 訂		現 行		改 訂		現 行		改 訂		現 行				
等級	發熱量 (カロリー)	灰分 (%)	等級	發熱量 (カロリー)	灰分 (%)	等級	發熱量 (カロリー)	灰分 (%)	等級	發熱量 (カロリー)	灰分 (%)	等級	發熱量 (カロリー)	灰分 (%)	等級	發熱量 (カロリー)	灰分 (%)	等級	發熱量 (カロリー)	灰分 (%)	等級	發熱量 (カロリー)	灰分 (%)			
特級	7,200	13.0	特級	7,000	13.0	1級	5,700	16.0	特級	6,800	11.0	特級	6,800	12.0	1級	8,000	8.0	1級	6,600	特級	7,000	13.0				
2	7,000	13.0				2	5,500	18.0	1級	5,300	19.0	2	6,800	12.0	2	7,500	2	7,500	2	6,300	1	6,400	17.5			
3	6,800	13.0				3	5,300	19.0				1級	6,500	13.5	3	7,000	3	7,000	3	6,000	2	5,800	23.5			
1級	6,600	15.0	1級	6,400	17.5	4	5,100	22.0				2	6,500	15.0	1級	6,500	16.5	4	6,500	4	5,700	3	5,100	34.5		
2	6,400	17.5				5	4,900	24.5	2級	4,700	27.5	3	6,500	16.5	5	6,000	5	6,300	5	5,400	4	4,500	42.5			
3	6,200	20.0				6	4,700	27.5				4	6,200	18.0	6	5,500	6	5,800	6	5,000	5	3,800	51.5			
4	6,000	25.0	2級	5,800	25.5	7	4,500	30.0				5	6,200	19.5	2級	6,200	21.0	7	5,000	7	4,500					
5	5,800	25.5				8	4,200	34.0	3級	3,900	38.0	6	6,200	21.0	8	4,500	8	4,800	特級	4,200						
6	5,600	28.0				9	3,900	38.0				3級	5,900	22.5	9	4,000	9	4,300	2	3,800						
7	5,400	30.5	3級	5,100	34.5	10	3,600	42.0							特級	3,800	10	4,000								
8	5,100	34.5				特級	3,300	46.0				4級	3,300	46.0				11	3,800							
9	4,800	38.5				2	3,000	50.0	5級	3,000	50.0															
10	4,500	42.5	4級	4,500	42.5																					
特級	4,200	46.5																								
2	3,800	51.5	5級	3,800	51.5																					

(註) 第二種(原料用炭)ハ現行通りトス
第一種乙號(常磐炭)ハ省略ス

大阪地方復興行政

局

二復線路三九九號

昭和二十一年十一月十四日

總務部長

各地方局長

總務課

特殊物件風潮状況に關する件通知

庶務課長

通知をせする

課附

(別紙 添)

手印
杉山

丸印
田中

丸印

丸印

21.11.21

0682

調査局編發の四三九號

昭和二十一年十一月十二日

内務省調査局長

特殊物件處理委員會各委員殿

特殊物件處理状況調査報告の件

調査の件につき八月三十一日現在の調査が終了したのでその報告を
付する

(終)

0683

特殊物件購取状況圖 一九四六年八月三十一現在

品名	單位	リスト比較數量	特殊物件	賣出物件	計	處理數量	處分率
米	疋	四八六九七九二	五〇二〇五五三	一三〇九三七一	六三三九二七九	六三三三三九三	九九・九二
茶		三八九七九九〇	三三九〇六六四	三六一〇一〇	三六六〇九四四	三三三六三九九	九九・九〇
麵		二二二三二二三	一六七八〇三六	一八五五三〇七	三三三三三〇二	三三三三三〇二	九九・六二
砂糖		九八七四〇〇	六三三三三八	四八八八〇五〇	一一〇三三六八八	一〇九八三六〇〇	九九・六二
鹽		四八四三三〇	四六五九七九三	五〇六九五五	四九六六四七	四九五二六五七	九九・六九
1 種發油及 アルファール		一六三二四三三	一四八九三三三	四九八三七一	一九八七六六二	一八三九六〇九	九二・六六
2 燈油及輕油		六〇三〇八	六二二六八	一三〇四五〇三	一〇三二九九	六六六四三〇六	九九・七七
3 煤油及油類		九六一二二六七	一一〇三三六	一六九五九四	一一三二一九五〇	一一一五八四五	九九・〇七
4 一號重油		一七五八八五	一六二二九五	七四六二五	二二七〇一〇	二二七〇一〇	九九・〇一
5 二號重油		四三三三〇一	三三三三六九	八三〇三	四四一五一一	四三六三二八	九九・〇〇

0684

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	原 素 材			8	7	6
伸銅品	銅	電線	鋼索	鐵線	針金	鋼	普通鋼	特殊鋼	鐵	鐵	鐵	鐵	石炭	石炭	半固体燃料
25,710,000	1,070,000	1,350,000	5,570,000	2,330,000	3,920,000	6,990,000	5,980,000	5,550,000	8,400,000	6,370,000	7,250,000	5,170,000	2,600,000	2,600,000	6,990,000
2,300,000	1,750,000	1,350,000	9,320,000	6,660,000	3,180,000	5,110,000	5,350,000	7,250,000	1,300,000	6,370,000	7,250,000	3,820,000	2,600,000	2,600,000	5,170,000
2,950,000	8,320,000	1,450,000	4,950,000	7,660,000	1,100,000	7,820,000	3,350,000	2,150,000	1,300,000	1,300,000	2,150,000	2,100,000	6,990,000	7,000,000	7,000,000
2,990,000	1,820,000	1,660,000	2,270,000	2,330,000	3,380,000	6,920,000	3,350,000	7,950,000	6,500,000	6,500,000	3,820,000	3,820,000	3,990,000	3,990,000	3,990,000
2,950,000	1,750,000	1,660,000	9,210,000	6,660,000	3,070,000	6,040,000	3,350,000	7,060,000	6,410,000	6,410,000	3,820,000	3,820,000	1,980,000	1,980,000	3,380,000
9,630,000	9,630,000	9,630,000	9,630,000	9,630,000	9,630,000	9,630,000	9,630,000	9,630,000	9,630,000	9,630,000	9,630,000	9,630,000	9,630,000	9,630,000	9,630,000

0685

24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
セメント	木材(製材)	木材(素材)	紙	鋼線管	生ゴム	皮革	マグネシウム	アルミニウム	アークチモン	鱈	銅	銅	銅合金
二五三九三三三	六三三〇二二	一四九三九五	一五二一三九五	八七〇九三九	一五五〇〇七	六〇〇七七七	六七九〇三	一一三〇〇三九	一〇二八〇二九	六三二〇五六	一八〇三六六三	二四八二六〇二	一〇三二八二
一五二八六八三	六八〇六六	一五七五五八七	二〇五四六〇〇	三二二六七一	一五八八二二三	六九〇〇三九	一五八九九六	一三〇九九九六	八四二〇九六	九四三二二四〇	二二二五〇八九	三三三三三〇六	一五三三三三
一四九六六三	一七五二六	五九三六九〇	一〇六八四四三	六	六〇〇二二	一五八五三三	〇	一三三三三七	〇	七三三三七三	二七六八五	六三三九四	八二二六
一五〇八三〇三	六四七三三	二二二六六五	二二六二五三三	三二二六三八	一六八二七三三	八八八九六三	一五八九九六	一三三三三六三	八四二〇九六	一〇六六三三	二二八八九二七	三八九三三三〇	一五五〇五九
一五〇〇三三	五七三三三	一八三六三九	二〇六一四九八	三三三三三	一四九六九六	八三三〇三三	一五三三三〇	一一三〇三〇七	八三三三三六	九八七三三〇	二二二七九八三	三八二一五〇〇	一四九三六六
九六六〇〇	八八七三	七九〇〇	九三三三	九三三三	九三三三	九三三三	九三三三	九三三三	九三三三	九三三三	九三三三	九三三三	九三三三

自動車及船舶

1 乗用車台	2 貨物自動車	3 汽船隻	4 機帆船	其他船舶
二四八六	九三二	一三三	三九	四三六四
三三六一	一六〇九	一四四	五八	五三六四
一〇九三	九二六	三五	一九八	三三六
四三三	二四九六	一七九	三五六	九〇〇
五九三〇	二二〇六	四三三	一六六	三六三
八八七	八八八	三九〇	八八八	八八八

0687

品目	單位	引受廣數量	引出物件	計	總分數量	百分比
15 毛布		廿六九三三	八〇〇六	六五九九九	六三八三二	廿六八
14 雨外		九七五〇六	廿六〇八八	一四八八五	一七九〇七	九八八九
13 外		一〇二二五	三三〇三	一三三三八	一〇九〇一	八八三
12 防		三三〇九二	五八〇七八	三〇〇九〇	二〇三六三	六五六九
11 流	點	五五三七	三三八八	五二八二六	五二八二六	八八六〇
10 作	點	一〇七一八	一三〇八五	一七九〇三	一〇三五一	六六六四
9 夏		五五九七八	一三三三八〇	七〇八三六八	六四九八七	九一〇四
8 夏		三三三〇四	一七三〇六	八五〇九六五	九七六八五	九三〇四
7 夏		二五〇〇七	一〇四六八〇	三三三七一六	三三三七一	九二〇〇
6 夏		二四一五〇	九二五五七	三三三〇六〇	三三七六二	九六五五
5 冬		二二七一六	八〇三九〇	三〇七七七一	四九九八三	九〇五九
4 冬		二二六六五	九六六八四	三三九〇五九	五二二二七	九一六三
3 冬		三三三九八	九五八七一	四五一六二	四三三〇五	九六〇一
2 冬		三三三三三	八二一九〇	四一五九三	三九〇四九	九三三八
1 除	點	四〇〇〇三	二六七二四	四四〇七六	三三三五六	八〇三三

0688

土地改良施設

番號	項目	單位	返還	敷	開墾利用狀況	%	
1	土地開墾狀況	町	〔原面積〕	三〇〇三六〇	〔既開墾〕	六六九五三	二二・一
2	圃田化狀況	町	〔〕	三〇三六	〔圃田化〕	三〇三	七・七
3	墾地利用狀況	町	〔總面積〕	三〇三六	〔利用面積〕	三一五〇一	一〇〇
16	農具	町	番一六八三	番〇三三六	番八三三〇八	番八三三九〇	二二・一
17	夕オム反手扱	町	番二〇三〇九	番一八四四四	番九〇六三三	番〇三六三三	八二・九〇
18	圃上	町	番八二二七	番六〇四七	番三三六九八	番〇三六六九	〇・七
19	圃下	町	番〇三三二	番三六五七	番三三九八	番一八三六六	二九・三
20	地下足	町	番七八〇一九	番一七八二八	番九三三九〇	番四三三〇九	九六・九〇
21	車	町	番八〇七三	番〇九〇五五	番三三三三	番三六二六	八六・八
22	其他	町	番三三三三	番三六二六	番三三三三	番三三三三	一一・一

大阪地方復員局送務部長殿

二復總第四一二號

局長

昭和二十一年十一月二十二日

第二復員局總務部

第三復員局補給部長

吳世保
地方復員局 補給部長 殿

庶務課長

食糧品取扱に關する件申請

課

附

前記の件に關して板須賀地方復員局に於て別紙の通り 新聞に掲載された
事件があつたので倉庫に於ては此の原倉糧品の取扱第一慎重にし特に食糧
の經營等に關して部外に誤解を生ぜしめまいよう特別の御注意ありたい。

(別紙 添)

寫送付先 横須賀地方復員局 補給部長

(終)

原倉糧品

復員局
21.11.29
吳世保

0690

昭和二十一年十一月二十二日

毎日新聞 改革

「衣食糧の不正」 須賀川復員所へマス

新須賀川警察署では須賀川市久住氏の須賀川地方復員所補助衣糧隊長下井田啓作(四四)一元戦艦大和主任長、海軍大佐、同食糧係事務官菅谷履雄(二〇)食糧コンク長小島利治(二五)會計係事務官高橋忠五郎(二二)倉庫係事務官及川誠治(二六)ほか二名を依り、衣食糧の不正陰謀、横流し、送付等を叩きつけている。

同補助所は昨年十一月解散した海軍休養隊から引きついだ膨大な食糧を船舶給用の倉庫で隠匿し同所内に居住している約四十名(十組)を、その他職員約一千名に對し約二百食、晝一千二百食、夕二百二十食(一食百五十グラム)ほか小麥粉一千六百食をハンとして食糧を全職員に配給していた。

局長

總務部長

庶務課長

課附

復二第 四四一 号

昭和二十一年十二月六日

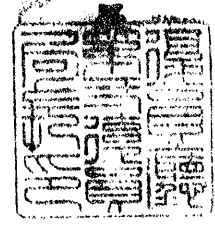
復員廳 第二復員局

各地方復員局長 殿

保有物件処置委員會決定覺の件送付

首題の件別紙のやうに送付する。

(別紙 添)



(終)

海軍

部下各部

送付

大正地方復員局長

0692

別紙

保有物件處理委員會議決要覽

中央保有物件處理委員會
三二一、一、一六

一、差當り使用又は供給の目的のない物件は、速かに移管又は拂下げの措置を講ずるため

一、十二月初旬地方復員局長並郵員を招集して右指置について打合を行

ふ

二、中央地方處理の限界の腹案を定める

三、第二回保有物件現況視察は、除合省と協議の上、處理方法の見送しのつ

いた時機概ね來年一月頃實施のこととして準備する

三、リストを常時整備すると共に、事務處理に便ずるために保有物件現

況月報を提出させることとする

四、各地方復員局長提案事項については速に研究解決し又は指置する

右に附屬して概ね毎月一回委員會を開くこととする

(註) 提案事項例へは、舞鶴の「ソイヤー」を船用品會社へ拂下の件

如きは早急に處理す

(終)

0693

一、造修機、運輸機關係

(1) 造修材料中特定のもの（例へば木條、電線、鋼線、フエロアロイ、

大型蓄電池等）は個別的に取替に處理することとして保有量を調査する。

(2) 十一月十四日公布商工省令第廿九號による「パイプ」類臨時製造規則に抵触しないように處置する。

二、掃海機關係

(1) 掃海具造修材料の「ワイヤー」及重量、浮標等の今後確保を要する数量及處置して差支えない数量を決めるために現在の手持資材と今後

の掃海具製造見込量との關係を委員會に於て掃海機から説明する。

(2) 「パラメン」内に裝備してある水線（一調につき二二キロ）の處置は「パラメン」を兵器處理委員會に引渡された後別個に金屬配給機

に引渡されることを前提として引渡先及び數量を明確にする。

考慮する

掃海課は「パラベン」の備数を調査する

三 警計課関係

(1) 應用物品である家具類は地方巡視とする但し總會を移管する場合に
は家具類も一しよに移管する必要があるから適度に家具類を出して
空にせぬよう注意する

(2) 絨織製品、「ゴム」製品、電話機等の處理は補給部補給用物件と步
調を合せ補給部を窓口として實施することとする

四 補給部關係

(1) 衣類處理に關しては補給部が精製洗濯も蒸籠り不要の見込のものだ
けを處理することと意見の一致を見たが左のことを考慮する必要が
ある

(2) 「ビタミン」食及び植物油の處理の時機と要領を研究する

(3) 被服類のうちで軍特有のもの例へば航空長襪巻、靴筒等について

- は今後の轉換活用方法を研究して商工省主務當局に參考通知する
- (ロ) 第二種需品の處理に關しては補給部需品班案によるが運航課、掃海
隊、今後、の運航、掃海狀況を想定して一應を討する
- (ハ) 艦船から陸揚して造艦課其の他で保管して居るものうちの不要物
件を速かに處理する
- (註) 以上各種物件の處理に關つては法が通りの手續をよむこと

(終)

0696